

安全保障理事会決議二二七〇（核不拡散・北朝鮮）

採択 二〇一六年三月二日（安保理第七六三八回会合）
三月一日官報（外務省告示六七号）

安全保全理事会は、中略
国際連合憲章第七章の下で行動し、同憲章第四一条に基づく措置をとつて、

1 北朝鮮が、理事会の関連する決議に違反し、甚だしく無視して、二〇一六年一月六日に核実験を実施したことを最も重い表現で非難するとともに、彈道ミサイル技術をも用いて、現で非難するとともに、さらに、彈道ミサイル技術を使用して、第一七八号（二〇〇六年）、第一七八四号（二〇〇九年）、第一七八七号（二〇一三年）及び第二〇九四号（二〇一三年）の深刻な違反である。二〇一六年二月七日の北朝鮮の発射を非難する。

2 北朝鮮が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はその他のいかなる挑発もこれ以上実施せず、弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を停止し、及びこの文脈においてミサイル發射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認するとともに、北朝鮮が、その他の義務を直ちに完全に遵守することを要求する。

3 北朝鮮が、全ての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄するとともに、全ての関連する活動を直ちに停止するとの決定を再確認する。

4 北朝鮮が、その他の全ての大規模破壊兵器及び弾道ミサイル計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄するとの決定を再確認する。

5 全ての加盟国が、決議第一七八号（二〇〇六年）8(c)の規定に従つて、核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器に関する品目、資材、機材、物品及び技術の提供、製造、維持又は使用に関する技術訓練、助言、サービス又は援助の北朝鮮に対する自国民による若しくはその領域からの、あらゆる移転を防止することを再確認するとともに、この規定は、北朝鮮からのその国民による若しくはその領域からの、あらゆる

鮮がその他の加盟国との間で、衛星の発射又は宇宙発射体と称されたとしても、弾道ミサイル技術を使用した発射に関することも禁止していることを強調する。

6 決議第一七八号（二〇〇六年）8(a)の措置は、全ての武器及び関連物質、小型武器及びその関連物質を含む。並びにこれらの武器及び関連物質の提供、製造、維持又は使用に関する金融取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用される」とを決定する。

7 加盟国が、北朝鮮の外交官政府の代表又は北朝鮮政府の立場で行動するその他の北朝鮮国民が、指定された個人若しくは団体又は制裁回避を支援し若しくは決議第一七八号（二〇〇六年）第一七八四号（二〇〇九年）、第二〇九四号（二〇一三年）及びこの決議第一七八号（二〇一三年）に違反する個人若しくは団体、それら若しくはその他の代理として又はそれらの指示により行動する個人若しくは団体の代理として又はそれらの指示により行動する個人若しくは団体若しくは促進される貨物又は北朝鮮に従事する場合には、該加盟国は、適用可能な国内法及び国際法に従い、北朝鮮への送還を目的としてその個人を自国外から放逐することを決定するとともに、この規定は、国際連合の業務を実施するために北朝鮮政府代表者が国際連合本部又は他の国際連合の施設に移動することを妨げるものではないとする規定である。

8 (a) 司法手続の実施のためにその個人の存在が必要な場合、(b) 専ら医療、安全若しくはその他の人道的目的のためにその個人の存在が必要な場合、又は(c) その個人の去方が決議第一七八号（二〇〇六年）、第一七八四号（二〇〇九年）、第一七八七号（二〇一三年）及びこの決議の目的に反すると委員会が個別の案件に応じて決定した場合には、特定の個人は適用されないことを決定する。

9 北朝鮮が、関連する安保理決議により課せられた措置に違反する目的で、フロントカンパニー、シェルカンパニー、合弁企業及び複雑かつ不明な所有構造を頻繁に使用することに留意するとの規則は、決議第一七八号（二〇〇六年）第一七八四号（二〇〇九年）、第二〇九四号（二〇一三年）及びこの決議の目的に反すると委員会が個別の案件に応じて決定した場合には、特定の個人は適用されないことを決定する。

10 北朝鮮が、関連する安保理決議により課せられた措置に違反する目的で、フロントカンパニー、シェルカンパニー、合弁企業及び複雑かつ不明な所有構造を頻繁に使用することに留意するとの規則は、決議第一七八号（二〇〇六年）第一七八四号（二〇〇九年）、第二〇九四号（二〇一三年）及びこの決議の目的に反すると委員会が個別の案件に応じて決定した場合には、特定の個人は適用されないことを決定する。

11 北朝鮮が、全ての化学生物兵器及び生物兵器並びに当該兵器関連計画を放棄し、細菌兵器、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に加入し、その規定を直ちに遵守することを要する。

12 北朝鮮が、全ての化学生物兵器及び生物兵器並びに当該兵器関連計画を放棄し、細菌兵器、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に加入し、その規定を直ちに遵守することを要する。

13 北朝鮮が、その他の義務を直ちに完全に遵守することを要する。

14 北朝鮮が、全ての化学生物兵器及び生物兵器並びに当該兵器関連計画を放棄し、細菌兵器、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に加入し、その規定を直ちに遵守することを要する。

15 北朝鮮が、全ての化学生物兵器及び生物兵器並びに当該兵器関連計画を放棄し、細菌兵器、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に加入し、その規定を直ちに遵守することを要する。

16 北朝鮮が、全ての化学生物兵器及び生物兵器並びに当該兵器関連計画を放棄し、細菌兵器、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に加入し、その規定を直ちに遵守することを要する。

17 全ての加盟国が、北朝鮮の拠点上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与する分野の、自國の領域における若しくは自国民による北朝鮮国民に対する専門教育又は訓練応用物理学、応用コンピューターモデリング及び関連するコンピューター科学、地理空間ナビゲーション、原子力工学、航空宇宙工学、航空工学並びに関連分野における教育又は訓練を含む)を防止することを決定する。

18 決議第一七八号（二〇〇六年）、第二〇九四号（二〇一三年）及びこの決議第一七八号（二〇一三年）に違反する個人若しくは団体若しくはその他の代理として又はそれらの指示により行動する個人若しくは団体若しくは促進される貨物又は北朝鮮の航空機若しくは海洋船舶で輸送されている貨物であつて、北朝鮮の領域内空港、海港及び自由貿易地帯を含む)の内にある又はそこを通過するものを検査することを決定するとともに、各國に對して、そのような検査を、各國が人道的目的のものであると決定する貨物の移転に与える影響を最小限にする方法で実行する決定を要する。

19 委員会が北朝鮮企業オーラン・マリターム・マネージメント委員会は、OEMを指したことを想起し、この決議の附屬書IIIに規定された船舶がOMMによつて管理され又は運航される経済資源であり、それゆえに、決議第一七八号（二〇〇六年）8(d)の規定により課された資産凍結の対象となつてゐることは、特定の個人は適用されないことを決定する。

20 北朝鮮が、全ての化学生物兵器及び生物兵器並びに当該兵器関連計画を放棄し、細菌兵器、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に加入し、その規定を直ちに遵守することを要する。

21 北朝鮮が、全ての化学生物兵器及び生物兵器並びに当該兵器関連計画を放棄し、細菌兵器、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に加入し、その規定を直ちに遵守することを要する。

22 北朝鮮が、全ての化学生物兵器及び生物兵器並びに当該兵器関連計画を放棄し、細菌兵器、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に加入し、その規定を直ちに遵守することを要する。

23 北朝鮮が、全ての化学生物兵器及び生物兵器並びに当該兵器関連計画を放棄し、細菌兵器、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に加入し、その規定を直ちに遵守することを要する。

24 北朝鮮が、全ての化学生物兵器及び生物兵器並びに当該兵器関連計画を放棄し、細菌兵器、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に加入し、その規定を直ちに遵守することを要する。

25 以上の規定により課される措置の対象に指定するよう指示する。

17 全ての加盟国が、北朝鮮の拠点上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与する分野の、自國の領域における若しくは自国民による北朝鮮国民に対する専門教育又は訓練応用物理学、応用コンピューターモデリング及び関連するコンピューター科学、地理空間ナビゲーション、原子力工学、航空宇宙工学、航空工学並びに関連分野における教育又は訓練を含む)を防止することを決定する。

18 決議第一七八号（二〇〇六年）、第二〇九四号（二〇一三年）及びこの決議第一七八号（二〇一三年）に違反する個人若しくは団体若しくはその他の代理として又はそれらの指示により行動する個人若しくは団体若しくは促進される貨物又は北朝鮮の航空機若しくは海洋船舶で輸送されている貨物であつて、北朝鮮の領域内空港、海港及び自由貿易地帯を含む)の内にある又はそこを通過するものを検査することを決定するとともに、各國に對して、そのような検査を、各國が人道的目的のものであると決定する貨物の移転に与える影響を最小限にする方法で実行する決定を要する。

19 委員会が北朝鮮企業オーラン・マリターム・マネージメント委員会は、OEMを指したことを想起し、この決議の附屬書IIIに規定された船舶がOMMによつて管理され又は運航される経済資源であり、それゆえに、決議第一七八号（二〇〇六年）8(d)の規定により課された資産凍結の対象となつてゐることは、特定の個人は適用されないことを決定する。

20 北朝鮮が、全ての化学生物兵器及び生物兵器並びに当該兵器関連計画を放棄し、細菌兵器、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に加入し、その規定を直ちに遵守することを要する。

21 北朝鮮が、全ての化学生物兵器及び生物兵器並びに当該兵器関連計画を放棄し、細菌兵器、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に加入し、その規定を直ちに遵守することを要する。

22 北朝鮮が、全ての化学生物兵器及び生物兵器並びに当該兵器関連計画を放棄し、細菌兵器、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に加入し、その規定を直ちに遵守することを要する。

23 北朝鮮が、全ての化学生物兵器及び生物兵器並びに当該兵器関連計画を放棄し、細菌兵器、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に加入し、その規定を直ちに遵守することを要する。

24 北朝鮮が、全ての化学生物兵器及び生物兵器並びに当該兵器関連計画を放棄し、細菌兵器、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に加入し、その規定を直ちに遵守することを要する。

25 以上の規定により課される措置の対象に指定するよう指示する。

るとともに、委員会に対し、このためにその任務を遂行し、この決議の採択から一日以内に安全保障理事会に報告するよう指示し、さらに、委員会が行動しなかつた場合には、安全保障理事会がその報告の受領から七日以内に措置の調整のための行動を完了することを決定する。

委員会に対し、この決議の採択から六〇日以内に、及びその後は毎年、S/200/六/八五三/CORR.、一に含まれる品目を見直し、更新するよう指示する。

決議第7-18号(200/6年8(a)及び(b)の規定により課された措置は、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画若しくはその他の大量破壊兵器計画、決議第一七-18号(200/6年)、第一八四号(200/9年)、第二〇八号(200/3年)、第二〇九四号(200/3年及びこの決議により禁止された活動、又は決議第一七-18号(200/6年)、第一八四号(200/9年)、第二〇八号(200/3年)及びこの決議により禁止された活動、又は決議第一七-18号(200/6年)、第一八四号(200/3年)及びこの決議により課された措置の回避に貢献し得る国が決定する場合には、いかなる品目にも適用されることを決定する。

決議第7-18号(200/6年)、第一八四号(200/9年)、第二〇八号(200/3年)及びこの決議により供給、販売、移転が禁止されているあらゆる品目に関しても適用されることを決定する。

北朝鮮が、その領域からの又はその国民による若しくはその旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による北朝鮮、

ナジウム鉱石及びアースの直接又は間接の供給、販売又は移転を行わないこと、また、全ての国が、自国民による又は北朝鮮の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による北朝鮮、

鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第一七-18号(200/6年)、第一八四号(200/9年)、第一〇八七号(200/3年)、第一〇九四号(200/3年)若しくはこの決議により禁止される場合に限る。

専ら生計目的のためであり、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第一七-18号(200/6年)、第一八四号(200/9年)、第二〇八号(200/3年)、第一〇九四号(200/3年)若しくはこの決議により禁止される場合に限る。

専ら生計目的のためであり、北朝鮮を除く全ての国が、自国民の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による金チャタン鉱石、

又は北朝鮮の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による金チャタン鉱石、

32 決議第一七-18号(200/6年)8(d)の規定により課された資産凍結は、北朝鮮政府の機関若しくは朝鮮労働党、それらの代

理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体、又はそれらにより所有され若しくは管理される団体により、直接的若しくは間接的に所有され若しくは管理される団体により、ある全ての資金その他の金融資産及び経済資源であつて、銀行口座を開設することを禁止することを決定する。

北朝鮮への金の移転が、決議第一七-18号(200/6年)、第一八四号(200/9年)、第二〇八号(200/3年)、第二〇九四号(200/3年)及びこの決議により課された措置を回避するた

めに使用されることに懸念を表明し、そのような金の移転が、銀行口座を開設することを禁止することを決定する。

北朝鮮への金の移転が、決議第一七-18号(200/6年)、第一

八四号(200/9年)、第二〇八号(200/3年)、第二〇九四号(200/3年)及びこの決議により課された措置を回避するた



北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画若しくは決議第一七二八号(二〇〇六年、第一八七四号(二〇〇九年、第二〇一八年)三〇一三年)第一〇九四号(二〇一三年)若しくはこの決議により禁止されたその他の活動又は決議第一七八号(二〇〇六年)第一八七四号(二〇〇九年、第二〇一八年)三〇一九年、第二〇一九年四号(二〇一三年)若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献しないことを確保するために全ての国が決議第二〇四号(二〇一三年)11の規定を定める措置を、北朝鮮を目的地又は通過地とする、金の運搬人を通じたものを含む金の移転に適用することを明確にする。

金融活動業部会(FATF)が各国に対し、自國の管轄区域を北朝鮮の違法な金融活動から守るために強化された相当な注意及び効果的な対抗措置の適用を要請したことを想起するとともに、加盟国に対してFATF勧告7、その解釈ノート及び拡散に関する対象を特定した金融制裁の効果的な実施のための関連ガイドラインを適用することを要請する。

39 奢侈品に関する決議第一七一八号(二〇〇六年)8(a)(iii)の規定により課された措置を再確認するとともに、「奢侈品」という用語にはこの決議の附属書IVに定める品目が含まれるが、これらに限定されないことを明確にする。

40 全ての国に対し、この決議の採択から九〇日以内に、またその後委員会の要請があれば、この決議の規定を効果的に履行するためにとって具体的な措置につき、安全保障理事会に報告するよう要請し、決議第一八七四号(二〇〇九年)に従つて設立された専門家パネルに対し、他の国連制裁モニタリング・グループと協力し、当該報告書を適時に準備し提出するとともに、委員会に対し、安全保障理事会により要請された履行報告書を提出したとのない加盟国に対するアウトリーチを優先させるよう指示する。

43 委員会に対し、決議第一七一八号(二〇〇六年、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇一八年)三〇一三年)及びこの決議で決定された措置の違反に対し効果的に対応するよう指示するとともに、委員会に対し、決議第一七一八号(二〇〇六年)第一〇九四号(二〇一三年)及びこの決議により課された三〇一三年)第一〇九四号(二〇一三年)及びこの決議により課された

措置の対象となる追加的な個人及び団体を指定するよう指示する。

附屬書I 渡航禁止／資産凍結(個人) (略)
附屬書II 資産凍結(団体) (略)
附屬書III OMM Vessels (略)
附屬書IV 奢侈品 (略)

